

## 現在、最終加工施設として登録されている場合（登録・変更申請中の施設を含む）

中国側の衛生要件が明確になったことから、今回の改正において、登録施設の定義及び施設の登録要件の見直しを行いました。これにより、これまで最終加工施設として登録されていた施設についても、中国政府が定める衛生要件に適合していることを確認することが必要となりました。

### ➤ 中国政府が定める衛生要件の確認

登録施設は、中国政府が定める衛生要件に適合している必要があるため、自主点検を実施してください。衛生要件は新要領の別添1－1及び1－2に示しており、別添2の『中国向け輸出水産食品取扱施設点検表』で適合状況を確認することができます。

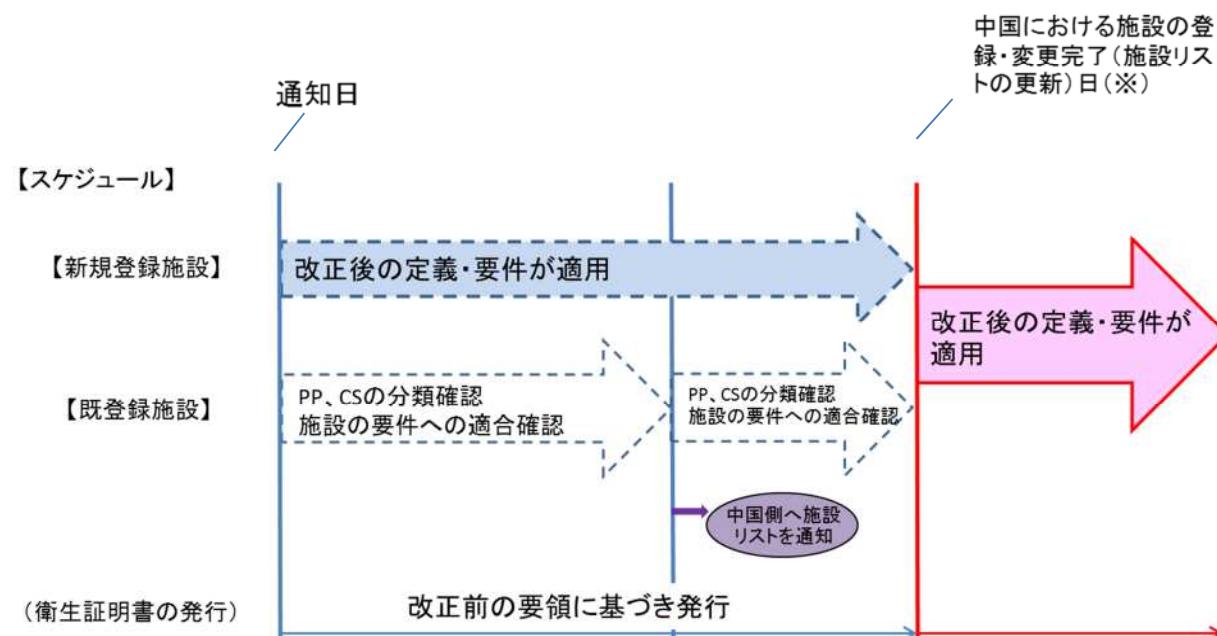
適合していることが確認できた場合、既に登録されている施設は引き続き登録が維持されますので、新たに申請等の手続を監視安全課に対して行っていただく必要はありません。

（注）既に登録されている施設について、現時点で衛生要件に適合することが確認できなかった場合であっても、直ちに登録が削除されるものではありません。新要領に基づき衛生証明書の発行を開始する日（詳細は次ページ「新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期について」を参照ください。）までに改善措置をとってください。

（衛生要件に適合することが確認できなかった場合であって、改善措置を行う意向がない施設、今後輸出を行う予定がない施設は、新要領別紙様式3『中国向け輸出水産食品施設の登録廃止申請書』により廃止手続を行ってください。）

## 【新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期について】

新要領に基づく登録施設の運用及び衛生証明書の発行開始時期については、中国政府と協議を行った上で実施する日を決定しますので、それまでの間は、これまでどおり旧要領に従って衛生証明書の発行申請手続きを行ってください。適用時期は決まり次第お知らせします。なお、適用後に初めて証明書の発行申請を行う際には、衛生要件を確認したチェック済みの点検表を提出いただくこととしています。



※ 新規の施設登録及び施設分類の変更について、中国での登録手続きを経る必要があるため、適用日は別途お知らせする。